

# 事業主のための労災法セミナー

日時：平成22年10月6日 14:30～16:30

会場：ディスプレイ健康保険組合6階

講師：倉島社会保険労務士事務所 所長 倉島 進



倉島社会保険労務士事務所 所長 倉島 進氏

平成22年10月6日14:30～16:30東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合6階にて人材開発委員会主催「事業主のための労災セミナー」が開催されました。講師には、倉島社会保険労務士事務所 所長 倉島 進氏をお迎えしました。

皆さん労災（労働者災害補償保険法）についてどのような認識をお持ちでしょうか？ 事業主の方は、事故のないように気をつけるように社員に徹底させてもいざ起こったときにはとまどうことが多いのではないのでしょうか？

労災とは、業務上の事由又は通勤によって労働者が負傷、疾病、障害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度のことです。

今回の講義では、労災の種類 業務災害と通勤災害、対象と適用、支給額などについて用意されたレジメを中心に解説していただきました。

その中で、大切だと私が思った点を3点ご紹介したいと思います。

まず1点目は、特別加入制度についてです。労災は、本来、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情や状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる方に対して、特別に加入を認めています。つまり、社員だけでなく、事業主や一人親方、海外派遣の方も労災に任意加入できるということです。私達のような職種では、事業主の方も現場で作業されることも多いと思います。そのような方は特に、特別加入制度への加入を検討されることをお勧めします。

また、労災事故の事例として保育士さんが乳児の世話をしている



上部腕の腱鞘炎になり2ヶ月も休職したのもや通勤災害として色々なケースをモデルに出して頂き、具体的な事例を紹介して解説していただきました。

第二点では、建設業での労災の考え方です。事務所労災と現場労災の二種類があるそうです。前者は、会社とその敷地内等での事故が対象となるもの。

後者は、工事現場を単位として労災保険が適用となるものです。現場が無ければ労災保険の適用は無く、現場があっても、労働者がいなければ適用がないというものです。特筆したいのは、工事請負金額が少額などの場合は、「有期事業の一括」として年度内の複数件の工事をまとめて一つの労災保険とすることができるということです。少額の工事が多くかたには、お勧めだと思います。

第三に、色々な労災事故の例から労災適用外の事例が数多くあるということです。例えば、通勤災害としては、通勤中の事故では労災と認められるが、逸脱した行為 通勤路から買い物するために移動中に事故に遭うなどは認められないとか自宅（居所も）の敷地を渡るまでは通勤としては認められないということです。

また、セミナーで質問事項として、安全教育を下請け業者に行っていたが、事故が起こったら労災は適用されるのでしょうかという質疑がありました。

解答は、適用されます。ただし事故原因に下請業者さんの故意または重大な過失があると認められる場合には完全な労災適用とならない（費用の一部負担などの）こともあり得ます。1件1件具体的事情により、似ていると思われるケースでも結論が異なることが良くあるということでした。

最後に、どうしても労災は分かりづらいと思われそうですが、今回の倉島先生に具体的な事例で解説していただき、大変参考になりました。

短い時間でしたが大変有意義な講義を受けられました。ありがとうございました。

広報委員 中野 肇 (株)東広